

戸田市災害時自主的広域避難支援補助金交付要綱

令和7年3月27日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、災害時の自主的広域避難として市外の宿泊施設に宿泊するための経費に対し、予算の範囲内で戸田市災害時自主的広域避難支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の自主的広域避難を促進することを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主的広域避難 市民が個人の判断で自主的に市外の宿泊施設に宿泊して避難することをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の許可を受けている旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の届出をしている住宅宿泊事業を営む施設をいう。

(補助対象災害等)

第3条 補助金の対象となる災害（以下「補助対象災害」という。）は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発表する鉄道の計画運休において、市内3駅（戸田公園駅、戸田駅及び北戸田駅をいう。以下同じ。）のいずれかの駅を含む区間が当該運休の対象となり、かつ、荒川流域（岩淵地点上流域）での3日間積算流域雨量の予測が400mmを超えている状況で、市において、補助金の適用を決定した災害
- (2) その他市長が特に必要と認めた災害

2 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、前項の規定により、補助対象災害の要件を満たした日から起算して市内3駅を含む区間で鉄道の運行が再開された日までとする。ただし、前項第2号の規定により、市長が特に必要と認めた災害の補助対象期間は、別に定める。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象災

害の発生時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、補助対象期間に自主的広域避難をしたものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、災害時に自主的広域避難をした際の宿泊費（交通費を除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象者1人につき補助対象期間に自主的広域避難をした際の宿泊日数に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、当該額が実費額を超える場合は、実費額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

2 同一の補助対象災害における交付は、補助対象者1人につき2泊までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市災害時自主的広域避難支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに市長に申請しなければならない。

- (1) 宿泊施設等が発行した宿泊証明書、領収書等の宿泊したことを証明する書類。ただし、申請書に記載のある宿泊者のうち1人以上の氏名、宿泊日、宿泊日数及び宿泊人数が記載されているものに限る。
- (2) 委任状（代理の者が申請する場合に限る。）
- (3) 補助対象者全員分の住民票
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者及び補助対象者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第3号の書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行う。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、戸田市災害時自主的広域避難支援補助金（交付・不交付）

決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(表面)

第1号様式(第7条関係)

戸田市災害時自主的広域避難支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

住所

氏名

印

連絡先

戸田市災害時自主的広域避難支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請し、請求します。

補助金申請額	円					
宿泊した施設の名称						
宿泊した施設の所在地						
宿泊日	年 月 日から 泊					
宿泊人数						
振込先 ※申請者本人の口座に 限ります。	金融機関名	銀行・信用金庫・組合				
	支店名	支店				
	講座種別	普通預金 ・ 当座預金				
	口座番号					
	フリガナ 口座名義人				

【添付書類】

- ・ 宿泊施設等が発行した宿泊証明書、領収書等の宿泊したことを証明する書類
※申請書に記載のある宿泊者のうち1人以上の氏名、宿泊日、宿泊日数及び宿泊人数が記載されているもの
- ・ 委任状(代理の者が申請する場合に限る。)
- ・ 補助対象者全員分の住民票(申請者及び補助対象者の同意を得て公募等により確認できる場合を除く。)
- ・ 申請者の公的身分証明書等本人確認書類の写し(提示も可)

(裏面)

【宿泊者全員の情報】

	フリガナ 氏名	住 所	同意※欄
1 (申請者)		戸田市	<input type="checkbox"/> 同意する
2		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
3		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
4		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
5		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
6		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
7		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する
8		戸田市 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	<input type="checkbox"/> 同意する

※申請内容の審査に際し、市が、必要に応じて住民票情報を確認することへの同意
補助対象者全員分の住民票を提出する場合は同意不要

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市災害時自主的広域避難支援補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付につきましては、次のとおり決定したので、戸田市災害時自主的広域避難支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付の可否	1 交付する 2 交付しない (理由)
交 付 番 号	
補 助 対 象 費 用	円（税込）
交 付 金 額	円